

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正について、議案第8号、多度津町使用料条例の一部改正について提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

おはようございます。

議案第7号及び議案第8号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第7号、多度津町印鑑条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、性同一性障害（性別違和）を抱える方への心情の配慮、また、育児・介護休業法および男女雇用機会均等法等の改正に伴います男女の不利益取扱い防止措置の一環として印鑑登録事務の性別に関する項目を削除するため、本条例について改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。

第6条第1項中において、第5号の「男女の別」を削り、第6号から第8号を1号ずつ繰り上げ、第13条第1項中において、第3号の「男女の別」を削り、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げるものです。

1ページをお願いします。

附則として、施行期日について、「この条例は、平成29年1月1日から施行する」と規定しています。

続きまして、議案第8号、多度津町使用料条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本台墓地のうち平成21年3月31日以前造成分の一部において、既に返還届がなされている区画を再募集するにあたり、使用料を平成21年4月1日以後造成分と同額にするため、本条例の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお願いします。

別表第2中において本台墓地の備考部分中「・平成21年3月31日以前造成」を削除し、「・平成21年4月1日以後造成」を「（本通三丁目甲747の1、甲747の2）」と改正するものです。

1ページをお願いします。

附則として施行期日について「この条例は、平成29年4月1日から施行する。」と規定しています。

以上、簡単ではございますが議案第7号及び議案第8号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。